

第5回 巨瀬川流域治水推進会議 議事要旨

日時：令和5年12月22日（金）14:00～16:00

場所：筑後川河川事務所 1F 第1会議室

1. 開会

（事務局より報告）

- ・11月15日開催の第4回巨瀬川流域治水推進会議において報告した緊急治水対策プロジェクトについて、国及び県の河川改修事業費を追記したものを12月15日に記者発表を行った。

（過去会議の事案）

- ・第3回巨瀬川流域治水推進会議で議論した藤波ダムの事前放流について事務局で再度内容を確認したところ、事前放流の仕組みを変えるということではなく、梅雨期等に事前に水位を下げておき、梅雨が明けたら既定の水位まで上げるような運用を行うことができないかという内容なので、今後、関係者間で議論をお願いします。

2. 巨瀬川流域治水プロジェクト【案】

1) 巨瀬川流域治水プロジェクトと緊急治水対策プロジェクトの違い。

- ・巨瀬川流域治水プロジェクトは、巨瀬川流域の治水対策の全体像で中長期にわたる対策とその検討を含んだもの。
- ・巨瀬川流域緊急治水対策プロジェクト（以下緊プロと記載）は、巨瀬川流域治水プロジェクトの一部を被害軽減に向けて約5年間で緊急的に取り組むもの。

2) 巨瀬川流域治水プロジェクト【案】への意見等

（洪水調節と背水対策の必要性）

- ・緊プロでの河川整備後にも治水対策として背水対策や洪水調節施設等の検討が必要であること理解できるが、実施に向けたロードマップには、検討後、速やかに対策を実施することが理解されるように表現に工夫が必要である。

（住まい方の工夫の検討）

- ・安全な土地への誘導について、「災害危険区域の指定」を必ず行うように見えるため、事例であることが伝わる様に表現に工夫が必要である。
- ・止水板の設置や室外機のかさ上げのような取り組み事例がもう少しあるといいと思う。住民にも紹介していくことで対策が広がっていく。

（農業のあり方の検討）

- ・治水対策としての農地のかさ上げは、周辺への影響を考慮する必要がある。
- ・作付けの時期の工夫では、久留米市北野町大城などの浸水被害が頻発している耕作地の耕作者の中には、梅雨期にポンプ等の設備を外し、その期間作付けを休み設備

の保全と作物の被害を回避されている方もおられる。※浸水被害にあうと土壤消毒等も必要となる場合もあり営農再開まで経費と時間を要するため対策されている。

- ・耕作者で必要と考える対策に違いもあることから、表現を含め検討が必要である。

(大切な施設の対策等の検討)

- ・個別の施設を掲載するだけでなく、施設の具体的な対応を掲載するなど、表現に検討が必要。

3. 特定都市河川浸水被害対策法の活用

- ・広島県竹原市本川「流域水害対策計画の策定」の事例について説明。
- ・福岡県12月議会において、知事より下弓削川、池町川を含む筑後川の支川にて、特定都市河川指定を検討していくとの発言があった。
- ・久留米市12月議会において市長より、巨瀬川を含めた筑後川の支川について国、県の特定都市河川指定の検討の動きに協力する旨の発言があった。
- ・特定都市河川浸水被害対策法の活用については今後も継続して検討する必要がある。
- ・巨瀬川流域治水プロジェクト資料の中で、「特定都市河川浸水被害対策法の活用」という表現を「流域治水関連法の活用を検討」とした方が良いのではないかと。

4. その他

1) 次回（第5回巨瀬川流域推進会議）等の予定

- ・1月開催予定の第5回巨瀬川流域推進会議において、巨瀬川流域治水プロジェクトを公開で報告するとしていたが、筑後川流域治水協議会（2月8日開催予定）での合同開催を検討したいと考えている。結果については、事務局に一任させて頂く。
- ※筑後川流域治水協議会は巨瀬川流域治水推進会議の組織体制を含むため。

2) 筑後川水系巨瀬川流域治水プロジェクトの調整

- ・巨瀬川流域治水プロジェクトのロードマップを含めた記載内容について県及び久留米市、うきは市の担当部局は、意見集約を1月12日ごろを目安に報告する。

以上